

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

回答

第4期介護保険事業計画を策定中でありますので、保険料につきましては、策定委員会において検討してまいります。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答

低所得者に対する保険料の減免につきましては、内規により平成18年度より実施しています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

回答

低所得者に対する利用料の減免につきましては、内規により昨年度より実施しています。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

回答

国の制度に基づいて運用をしてまいります。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

回答

特別養護老人ホームについては、当市において「輪中の郷」「長寿の里」があり、又、在宅サービスについても概ね充足していると思います。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答

介護労働者の確保や待遇改善については、行政としてどのような支援ができるか、今後、研究してまいりたいと考えています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答

配食サービスは、昨年の9月から週5回に拡大し、又、ふれあい昼食会は年3回実施しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

回答

現在、巡回バスを無料で運行しています。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

回答

多面的な施策については、他市町村の動向をみながら検討します。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答

昨年制定しました要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書交付事務処理要領により実施していますので、現在のところ考えていません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

対象者全員の方に案内文と認定申請書を同封し送付させていただきます。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

回答

現在、後期高齢者福祉医療費給付金については、ひとり暮らし非課税者を対象としています。また、対象者についての70歳までの引き下げ(拡大)については、現在のところ考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答

現在、後期高齢者医療広域連合において、その基準を検討しています。資格証明書の発行については、政府の方針に基づき、「相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用する。」事を基本に検討が進められると考えています。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答

法律では、後期高齢者医療制度の加入については、65歳から74歳までは、選択できることになっていますが、現在の状況は、医療費の自己負担分と後期高齢者医療保険料とを比較した結果、その選択する余地をなくしています。このことは、県全体が考えていかなければならぬ問題と考えています。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

回答

従来から、保健事業については、その運営を、健康推進課で行っており、市民の健康を維持する為、30歳以上の方の健診等を行っており、75歳以上の方についても、従来どおりの健診が行われています。ただ、後期高齢者医療健診については、すでに生活習慣病の治療を受けている方について、県内の市町村と歩調を合わせ、その健診は受けられません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答

現在、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(中学校卒業)までの医療助成制度を現物給付で行っています。

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

回答

当市の妊娠婦の無料健診は、現在産前5回実施しております。尚、来年度より7回とする予定です。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答

一般会計からの繰入金については、平成20年度は、法定外繰入金として、その他繰入金を1億7千万円予算計上しています。平成20年度においては、税率改正を行い、応能割:応益割を50:50にし、軽減割合を上げ、国・県からの基盤安定繰入金等の額の増額を見込み、全体税額の上昇を抑えました。また、この改正による、低所得境界層世帯に対する激変緩和要綱も作成しました。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答

現在、弥富市においては、子供医療の拡大を行っており、均等割の対象としないことは、考えていません。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

回答

著しい所得減少についての、減免制度については、現在、市民税・介護保険料とともに一体として、検討中です。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答

この様な、減免基準は考えていません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

回答

資格証明書は、現在の所発行していません。すべて短期証で対応していますが、一定の要件の中で、分納が適正に実行されている方については、普通証を交付しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答

被保険者の実態を調査の上、適正に対処したいと考えています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

回答

本人の希望があれば、納付の状況にもよりますが、年金天引きから、口座振替にすることができます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

回答

著しい所得減少についての、医療費の一部負担金の減免制度を設けています。これは、生活保護における基準生活費をベースとしたものです。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

回答

国に準じて実施していきたいと考えています。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

回答

近隣市町村の動向をみながら、また、利用者の状況を見ながら検討していきます。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

回答

計画の策定委員には、関係機関・障害者団体の代表の方にお願いしています。また、今後のサービス利用ニーズや施策への意見を反映させるため、障害者全員のアンケート調査及びサービスの利用状況、課題、今後の事業方針等を把握するため、事業所の聴き取りを実施していきます。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答

特定健診事業については、医療機関でのインフルエンザ予防接種が10月から始まることもあり、本年度は、9月30日までです。また、集団による特定健診については、11月から12月の2ヶ月間行います。将来的には通年できるように、周辺市町村や医療機関と調整を取りたいと考えています。

がん検診の無料化及び実施期間については、海部地区8市町村統一で実施しているため調整が必要となってきます。尚、歯周疾患健診は無料で通年行っています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

回答

当市の歯周疾患健診は20歳以上又は、妊娠中の方を対象に無料で通年実施しています。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

回答

平成21年10月から始まる個人住民税(市県民税)の年金からの特別徴収(年金天引き)については、地方税法の改正により実施するものです。徴収の効率化、年金受給者の納税の便宜を図ることを目的に実施されますので、ご理解をお願いします。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上